



平成 25 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 **株式会社 イチケン**  
代表者名 代表取締役社長 土谷 忠彦  
(コード番号 1847 東証第一部)  
問い合わせ先 財務経理部長 渡辺 直之  
(TEL. 03 - 3845 - 8096)

### 不適切な会計処理に関する再発防止策等のお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 9 日付「外部調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせ致しましたとおり、外部調査委員会より当社関西支店において行われた不適切な会計処理に関する調査報告書を受領したことを受け、本日開催の取締役会において、調査報告書において指摘された事項及び再発防止のための提言について検討し、今後の対応並びに再発防止策等を決定致しましたので、その概要について下記のとおりお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 不適切処理が判明した経緯及び概要

平成 25 年 7 月中旬、当社関西支店長への関西支店の施工部門長からの報告により、不適切な会計処理が行われた可能性につき社内調査を実施した結果、一部の工事について工事原価の付け替えによる不適切な原価処理が行われている可能性が強く疑われるに至りました。

このことから、社内調査の継続とあわせ、より厳格に調査を行い、調査の客観性及び信頼性を高めるため、当社と利害関係のない専門家による外部調査委員会を同年 8 月 6 日に設置し、事実関係等の調査分析を進めてまいりました。

その結果、当社関西支店において、平成 20 年 9 月のリーマンショックの影響を受け関西地域の建設市況が著しく低迷し、受注競争が激しくなる中で、受注高確保のため、競合他社との価格競争を余儀なくされ、大幅な安値受注を繰り返すようになりました。平成 22 年以降、赤字工事が続いたことから、工事費用の予算不足が見込まれる工事について、施工部門長は、協力会社に工事代金の一部を請求しないよう依頼し、別の工事の代金として請求させて支払うことを繰り返すようになりました。

この操作により、工事原価が先送りされて本来は赤字である工事に利益が計上される一方で、先送りされた工事原価を返済する工事では逆に工事原価が実際よりも過大に計上されることとなり、実態とは異なる損益が計上されるという不適切な会計処理が行われていた事実が判明致しました。

## 2. 外部調査委員会の調査概要

### (1) 調査の目的

- ① 今回の事象に関する事実関係の認定、発生原因及び問題点の調査分析
- ② 今回の事象に関する内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点の調査分析
- ③ 上記①及び②の調査分析結果に基づく再発防止策の提言

### (2) 外部調査委員会の構成

外部調査委員会は、弁護士有田知徳氏を委員長とし、同政木道夫氏及び公認会計士小川真人氏を委員とする3名で構成されております。

また、補助者として、弁護士5名及び公認会計士2名が調査に携わっております。

### (3) 調査の対象・方法

#### 調査対象

外部調査委員会による本件の調査（以下「本調査」という。）においては、関西支店の付け替えの実態を解明することのほか、同様の付け替えが関西支店以外の支店において継続的に行われていたかについて、網羅性の観点から重点的に調査致しました。

#### 調査方法

- ① 関西支店の工事に関する会計証憑類の調査・検討
- ② 関西支店において、付け替えに関わったと思料される者、またはこれを知っていたと思料される者のヒアリング
- ③ 付け替えに関わった協力会社の担当者らのヒアリング
- ④ 関西支店以外の支店の支店長その他幹部のヒアリング
- ⑤ イチケンの取締役（社外取締役を除く）及び全従業員（休職者等は除く）に対するアンケート、その結果に基づくヒアリング
- ⑥ イチケン役員及び監査法人のヒアリング
- ⑦ 主体的な関与が疑われる役員、従業員のPC、電子メール情報の調査

## 3. 調査結果

### (1) 関西支店における不適切な原価処理（付け替え）の規模

関西支店における付け替えの対象工事は合計55件、先送りした工事代金額は合計862,549,900円であり、先送りした時点で簿外債務となりました。また、関西支店は、これらの簿外債務について、採算のよい工事等において架空請求をさせて支払うことで返済していましたが、その対象工事は67件、簿外債務の返済額は合計495,937,580円であり、調査時点では366,612,320円が簿外債務として残存していました。

### (2) 関西支店における不適切な原価処理（付け替え）の方法

具体的な手法は以下の5つの方法によるものです。

#### a) 工事原価の先送り

- ① 契約金額を減額処理する方法
- ② 当初から工事代金の一部を除いて契約する方法
- ③ 工事代金全額の支払いを留保する方法

b) 先送りした工事代金の他工事での支払い

- ④ 別の工事の代金として支払う方法
- ⑤ 別の協力会社を介して支払う方法

### (3) 関西支店における不適切な原価処理の関与者等

関西支店の付け替えは、建設部及び店舗建設部の各部長並びに店舗建設部担当部長（故人）が取り仕切っていたものでありますが、建設担当副支店長も、部長らが付け替えを行っていることは了承していました。平成25年3月まで務めた前関西支店長については、付け替えを暗黙に了承していたことを直接裏付ける証拠は認められませんでした。なお、関西支店購買部長も付け替えが行われていることは認識しており、その他、関西支店内には付け替えが行われていることを認識している従業員らが複数名おりました。

他方、本社及び関西支店以外の各支店の幹部は関西支店において付け替えが行われていることを知りませんでした。

### (4) 関西支店以外の支店

関西支店のほかの各支店においては、関西支店のような継続的な付け替えは見当たりませんでした。

## 4. 調査判明事実に基づく財務諸表への影響

「3. 調査結果」に記載のとおり、調査により判明した、

- a) 工事原価の先送り
- b) 先送りした工事代金の他工事での支払いによる影響を排除するため、次のような修正が必要となりました。
  - (i) 先送りした工事原価の増額修正
  - (ii) 簿外債務の返済により追加された工事原価の減額修正
  - (iii) 工事原価総額修正を原因とした工事進行基準適用工事の完成工事高（売上高）の修正
  - (iv) 工事損失予想額修正を原因とした工事損失引当金（売上原価）の修正
  - (v) 損益の修正に伴う法人税等の税金並びに繰延税金資産の修正

## 5. 過年度業績に与える影響

調査の結果、平成22年3月期から平成25年3月期における損益への影響が判明しました。各決算期への影響額の概要は本日公表の「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信（訂正版）の公表について」をご覧ください。

## 6. 発生原因

外部調査委員会からは、付け替えの発生原因は大別して次のとおりである旨、指摘を受けております。

#### (1) 内部統制上の問題

- ① 不正に対する認識の低さ、及び倫理教育の不徹底による個々の組織構成員による不正防止・抑止力が脆弱である。
- ② 内部通報制度の形骸化と制度に対する信頼性が低い。
- ③ 不正防止上のキーとなる人材・職位者に関する人事ローテーションが不十分である。
- ④ 管理部門による「異常事象」の認知把握能力が不足している。

#### (2) コンプライアンス意識の問題

付け替えはルール違反であることの認識があったと認められるが、上司の指示に諾々と従っていたり、付け替えの事実を知らず口をつぐんでいたこと等を鑑みると、関西支店の従業員は、コンプライアンスについての意識が低かったことが問題と思われる。

#### (3) ガバナンス上の問題点

支店の営業、購買、施工、管理の全ての業務を支店長が統括しているにも拘らず、支店長に対する牽制機能に脆弱性が存在していたものと考えられる。

#### (4) 発生土壌の特殊性

当社発祥の地である関西地区においては、地場の協力会社との取引が長期間にわたっていることや、関西支店の幹部従業員の人事異動が関西地区に限られていたことなど、協力会社との親密かつ厚い信頼関係があるからこそ、本件のような長期間、大規模な工事原価の先送りが可能となったものであり、関西地区の特殊性が原因の一つとしてあげられる。

### 7. 再発防止策の策定

外部調査委員会からの再発防止のための提言にもありましたが、今回の事象発生の主因は、従業員の意識の問題であることから、再発防止の最重点課題として「コンプライアンス意識の徹底」を行い、「企業風土改革・組織の活性化」と「牽制機能の強化」等を図ってまいります。

#### (1) 企業風土改革と組織の活性化

##### ① 全役職員に対するコンプライアンス教育の実施

全役職員を対象に個別原価計算の重要性等、建設業として遵守すべき会計的事項を盛り込んだ階層別教育カリキュラムを策定し、階層別に教育研修を実施、継続することにより、何が不正であり、どのようなことが問題となり経営上の重大なリスクとなるのか等を具体的に認識させ、コンプライアンスの遵守及び財務報告の適正性の確保等の内部統制環境の強化・充実を図ってまいります。

##### ② ジョブローテーション等の実施

各支店の責任者、発注権限のある施工部門及び購買部門の責任者については、長期間の在籍による権限の集中や馴れ合いによる不正の発生を防止するため、定期的なジョブローテーションを実施します。

但し、当社の場合、営業職については地域密着型営業及び信頼関係の重要性、施工技術職についてはその専門性の高さから、当社の営業力・技術力を維持確保するうえで、異動については慎重に行います。

昨今の若手技術者が減少し人材確保が難しい状況においては、適材適所の人事並びに必要な人員の適正配置に配慮するとともに、本部・支店及び作業所間のコミュニケーションを充実させ、組織の活性化と内部統制の強化を図ります。

## (2) 牽制機能の強化とリスク情報の早期把握

### ① 支店管理部門の本社部門への移管

現在支店内にある管理部について、その組織及び機能を本社部門へ移管し、支店全般への牽制機能を強化するとともに、作業所と本社部門とが直接情報交換を行い、リスク情報の早期把握と不正防止を図る体制とします。また、本社部門は作業所との意見交換による業務フロー上の問題点の把握とその改善に努めてまいります。

### ② 内部通報制度の活性化

当社は、内部通報制度を整備しており、外部の弁護士を窓口にした「内部通報制度」を設け、通報者が不利益を受けないことを保証しておりますが、今回の事案では本制度は機能していませんでした。

今後は、コンプライアンスに関する改善提案等の受付窓口としての機能を付加した制度とし、社内メールや社内研修会等を活用して全役職員に本制度内容の周知を行い、利用の活性化に取り組んでまいります。

### ③ 協力会社専用の相談窓口の設置

今回の不適切な原価処理については、協力会社との通謀が発見をより困難にしていたものであることから、当社役職員による法令違反の行為等を未然に防止する事を目的に、新たに協力会社専用の相談窓口を本社内に設置します。

## (3) 業務（内部）監査体制の強化

### ① 作業所監査の強化

作業所の工事の状況変化や進捗状況を的確に把握するとともに、出来高と原価発生額や工事代金の支払時期等を調査することにより、工事原価の付け替え等の不適切な取引を防止する体制を構築します。

### ② 業務（内部）監査体制の強化・充実

現在の業務監査部門は、財務経理部門出身者1名、支店管理部門出身者1名、施工及び営業部門出身者1名の合計3名体制です。今後は作業所監査等の継続的なモニタリングが必要なことから、作業所の監査機能を担う工務担当と統合させるとともに、作業所経験者を増員して、さらに作業所の監査頻度と精度の向上を図ります。なお、内部監査担当は監査実施状況等に関する意見・情報交換を通して、監査役会ともさらに緊密に連携するものとします。

## 8. 関係者の処分と経営責任について

当社は、今回の事態の重大性について厳粛に受け止め、本事案の関与者を社内規定に基づき厳正に処分するとともに、上場会社として重大な責任がある事を深く反省し、経営責任を明確にするため、以下のとおり取締役の報酬を減額致します。

なお、常勤監査役からは報酬の一部返上の申し出があったものです。

代表取締役会長	水野 憲雄	報酬月額50%減額	3ヶ月
代表取締役社長	土谷 忠彦	報酬月額50%減額	3ヶ月
取締役	長谷川 博之	報酬月額20%減額	3ヶ月
取締役	川口 雄二	報酬月額20%減額	3ヶ月
常勤監査役	木村 隆夫	報酬月額10%返上	3ヶ月

当社は、この度の不適切な会計処理を未然に防止することができず、株主及び取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛け致しますことを深くお詫び申し上げます。

今後はコンプライアンスを徹底し、当社の全役職員が一丸となって内部統制の再構築と信頼回復に取り組む所存です。何卒ご理解いただき倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上